

営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について

■目的・概要

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的として、工事の成績及び工事の技術的難易度を評価するものとして定めています。

■主な内容

- 工事成績評定実施要領
- 工事技術的難易度実施要領
- 工事成績評定通知実施要領

■主に使用する時期

技術検査時（完成検査・一部完成検査・既済検査・中間技術検査）

■適用に当たっての留意事項

各地方整備局の営繕工事において、発注者が行う工事成績評定の標準案を示したものです。